

国際スポーツ仲裁に関わって12年

日本学士院会員・東北大学名誉教授・弁護士 小田 滋
弁護士 神谷 宗之介

I まえがき：1994年の国際スポーツ仲裁理事会（ICAS）の成立

1. 「スポーツ仲裁」という概念は新しい。これまでのスポーツの歴史と伝統のなかでスポーツに関する様々な紛争が実際にはどのような解決をされてきたのか。日本の場合、ごく最近までは、スポーツ行事をめぐるなんらかの争いがあったとしても、話し合いによって解決されることで、それが法的な処理に委ねられる、あるいは第三者の判断による解決というような経過を辿ることは事実上はなかったのではないだろうか。しかしそのような日本の風潮は別にして、欧米においてもスポーツ界における紛争の法的処理が一般の裁判所で行われることは以前からあったとしても、「スポーツ紛争の解決には独自の方式を」ということが意識されてきたのはようやく四半世紀前頃からのことである。

欧米における「スポーツ仲裁」という構想は1984年に始まる。スポーツ世界の特殊な必要にふさわしい紛争解決の法的手段を当事者

に提供するために、スポーツ仲裁裁判所（CAS）がいかなるスポーツ団体からも独立のものとして、この年、国際オリンピック委員会（IOC）の肝入りでスイスのロザンヌに設立された。その年、「CAS規程」および「規則」が制定され、100名足らずの「スポーツ仲裁人名簿」が用意された。コーチの契約期間、放送権契約、スポンサー契約などをめぐる問題あるいはドーピングについての競技団体の決定について選手と競技団体のトラブル、さらに競技団体相互のトラブルを法的に解決するため紛争の当事者は合意によってこの「スポーツ仲裁」を利用することができた。CASは1984年から10年の間にかなりの数の仲裁裁定を行ってきた。しかしCASは制度上はあくまでIOCの下部機関に過ぎなかった。「スポーツ仲裁人名簿」に日本人の名前はなかった。そうしてこの「スポーツ仲裁」自体が日本で知られることはほとんどなかったのである。

2. このスポーツ関連の仲裁が本格的に制度化されたのは1994年の秋の国際スポーツ仲裁理

